

第2編

基本構想

YANAGAWA





第1章 まちづくりの基本理念と将来像

まちづくりの課題を踏まえ、まちの骨格づくりのため、まちづくりの基本理念と、基本理念に基づくまちの将来像を以下のように設定します。

第1節 まちづくりの基本理念

本市には、有明海や筑後川、矢部川、花宗川、沖端川、二ツ川、塩塚川、水路（掘割）、そして美しい田園環境を背景にしたまちなみがあり、干拓で生み出した土地には、樹木の1本から植え育て、つくり上げた風景があります。この個性と魅力のある美しい郷土で生まれ、育ち、郷土を誇りに思う「こころ」を大切に、本市のまちづくりに向けての基本理念の第1を、

水・人・歴史を育み、
未来を拓くまちづくり



とします。

次に、本市は福岡都市圏から1時間圏にあり、また熊本、久留米、大牟田、佐賀を結ぶ位置にあります。今後、有明海沿岸道路や国道443号バイパス、九州縦貫自動車道瀬高（仮称）インターチェンジ設置などの計画・整備を通して、広域交通の要衝としての地域のポテンシャルが高まります。また、比較的まとまった範囲に、海や河川、水路（掘割）、田園といった自然が与えてくれた素晴らしい資源のほか、歴史、文化、産業など先人が培ってきた優れた財産が数多くあります。そこで、本市のまちづくりの第2の基本理念を、



創造と活力にあふれ、
賑わいのあるまちづくり

とし、本市の資源や財産を最大限に生かしながら、長い歴史の中で育まれた創造力と活力を基本に、広域交通の要衝としての特性を生かし、豊かで賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

第2節 まちの将来像

旧1市2町はこれまで、ゆとりややすらぎ、豊かさを実感できる市民生活を実現するため、水と人が輝き、心がかよう、自然・人・歴史が融和した快適なまちづくりを進めてきました。

本市では、これまでのまちづくりの歩みを引き継ぎ、地域の個性を尊重しながら、恵まれた地域資源の有効活用を図り、地域の一体化と均衡のとれた、豊かで住みよいまちづくりを進めるため、本市の将来像を、先にあげたまちづくりの基本理念を踏まえ、以下のように設定します。



◆ 「生きがいと活力に満ち」

心の豊かさが、市民一人ひとりに生きがいをもたらし、地域の活力の源になることを目指します。

◆ 「自然と共生する住みよいまち」

生活の潤いと活力が、海、河川、水路（掘割）、田園といった自然との共生を通して、このまちに“住んでよかった”という気持ちにつながるような、そんな個性と魅力のあるまちづくりを進めます。



第2章 将来フレーム

この将来フレームは、本市の過去から現在までの推移を基礎資料として、本総合計画のさまざまな施策を円滑に推進することを前提にして、10年後の姿を示すものです。

1 総人口

本市の人口は、昭和35年をピークに減少しており、新市建設計画の推計*によると平成28年には67,500人になることが予想されます。

主因としては、親となる世代の人口規模の縮小や出生率の低下など、本市の現在の人口構造が若返り困難な状況にあることと、進学や就職、結婚などを契機とした若年層の転出などが考えられます。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、わが国の総人口は平成17年をピークに減少に転じ、人口減少時代を迎えたため、全国的に見ても人口規模の維持は困難な状況になりつつあります。

しかし、今後、まちづくりを行っていくうえで、一定の人口を維持しないことには、まちの活力は失われることとなります。

このような状況を踏まえ、本市の平成28年の目標人口は、推計値より3,500人多い、71,000人と設定します。

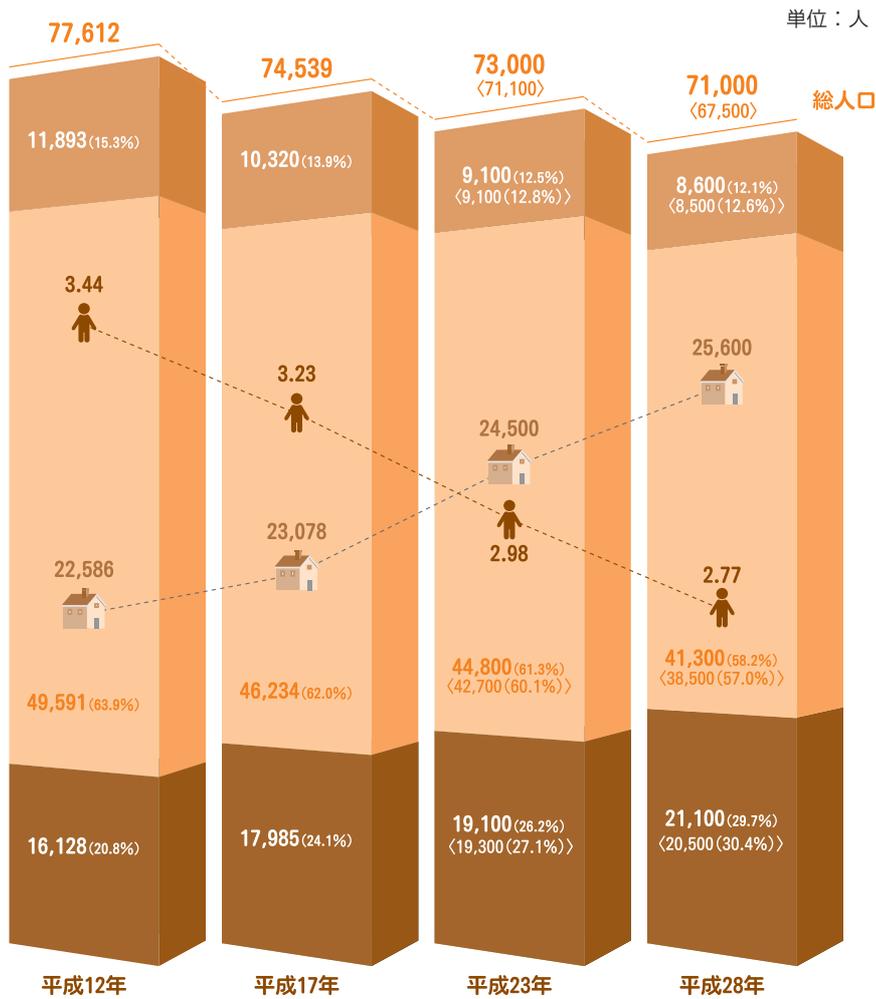
この目標人口を達成するため、若者世代には通学利便性の向上や雇用の場の確保、教育環境の整備、子育て世代には安心して産み育てられる環境や定住環境の整備、雇用の場の確保、高齢者世代には福祉の充実した環境や生涯にわたって生きがいをもてる生涯学習活動やシルバー人材センター等の社会参加の充実などあらゆる世代に対して施策を講じていくことが必要となります。

また、柳川らしさを打ち出し、「この地に住みたい、住み続けたい、住んで良かった」と思える施策を推進し、流出人口の抑制や流入人口の増加につなげていくことも必要です。

※新市建設計画の推計

平成7年から平成12年までの自然動態（出生、死亡）、社会動態（転入、転出）の傾向を将来にわたって続くとして推測した値。

目標人口及び推計値の年齢区分別人口



0～14歳(年少人口)
 15～64歳(生産年齢人口)
 65歳以上(老年人口)

総世帯数
 1世帯当たり人員

平成23年と平成28年の〈 〉書きは、推計人口値

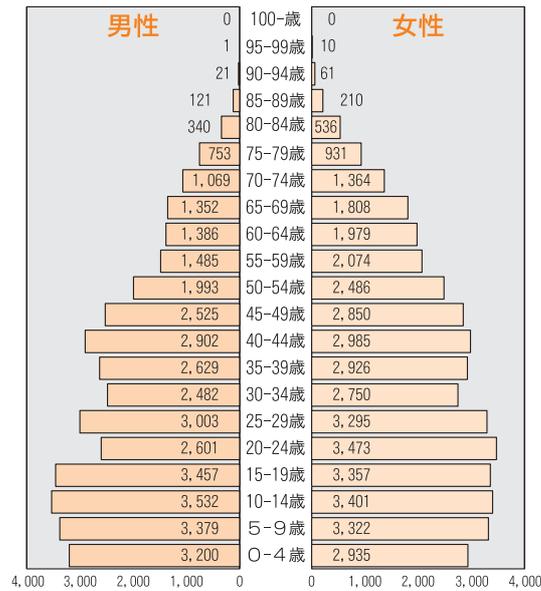


人口構造の変化

■「釣鐘型」から「つぼ型」へ

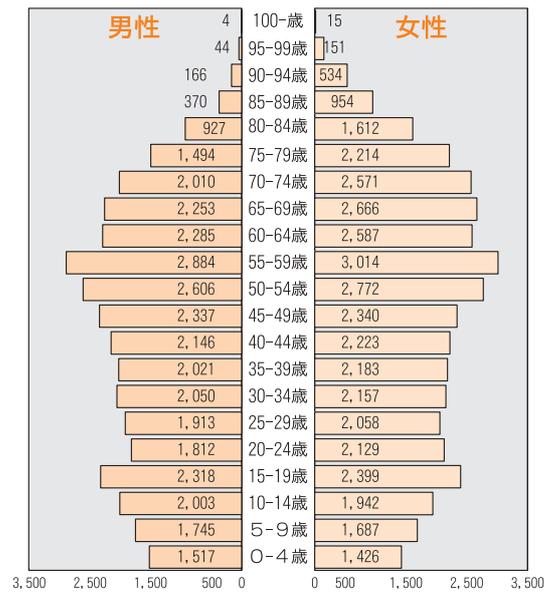
●昭和50年（1975年）

単位：人



●平成17年（2005年）

単位：人



2 年齢別人口

現在、本市の高齢化は国・県の平均と比較しても大きく上回っており、大きな課題となっています。

年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は、少子化の影響から平成28年にはそれぞれ8,600人、41,300人になり、全体に占める割合は低下するものと見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、長寿化*の進展などから平成28年には21,100人に増加し、おおよそ市民の3人に1人が高齢者となり、そのうち75歳以上の後期高齢者はその半数を超えるものと見込まれます。

※長寿化

平均余命が伸びること。「高齢化」とは全体に占める高齢者の割合が高まることをいう。

3 世帯数

世帯数は、核家族化や少子化などの進行により1世帯当たりの人数は減少し、平成28年には2.77人まで縮小することが予測されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯当たりの人数の見通しから25,600世帯になるものと想定します。



第3章 土地利用構想

土地利用構想は、市の将来像である「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」を実現するため、土地の基本的な利用方向を明らかにするものです。

第1節 土地利用の基本方針

土地は、市民生活とあらゆる社会活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。本計画では、人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、長期的展望のもと合理的かつ効率的な土地利用を推進することとします。

国土形成計画法、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など関係法の適正な運用と調整を図り、土地利用などに関する監視・規制等に努めます。

広域的かつ総合的な視点を持ち、本市に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期的・計画的な土地利用を図ります。また、自然環境や歴史・文化的遺産などの保全と活用を図り、快適な生活環境を保つことができるよう秩序ある都市形成に努めます。

人や物の活発な流れを促し、広域的な都市間交流や地域間の交流をスムーズに行うための計画的で効率的な道路網の整備や人口の定住化、交流人口の増加に向けた受け皿づくりに努めます。

第2節 地域別の土地利用方針

新市建設計画の「地域別整備の方針」及び前記の基本方針に基づき、次のとおり地域別の土地利用方針を設定します。

これは、まちづくりの取り組みの経緯を背景にして、地形や都市機能、地域資源などの共通要素をもつ5つの地域を設定し、それぞれの地域における将来のまちづくりの方向を示すものです。

1 北部市街地地域

①地域範囲

本地域は、本市北部の既存市街地で構成される地域です。

②まちづくりの方向

- 地域全体は、都市計画に基づく計画的な市街地化の進展を図るとともに、無秩序な開発を抑制し、バランスのとれた施設や機能を配置することによって、適正な土地利用を図るとともに、定住環境づくりを促進します。
- 地域中心部は、適正な土地利用によって商業やサービス業の集積などを図り、市民の商業利便性の向上など多様化する市民ニーズに対応した、賑わいと魅力のある中心市街地の創出を図ります。
- 地域西部、西南部は、観光資源や文化施設が集積しており、歴史的伝統的景観の保全に努めるとともに、散策路や駐車場の整備などを図り、観光拠点としての整備を進めるほか、市民の生涯学習の推進や文化の振興に対応できる文教地域として整備を図ります。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての施設整備などを推進します。

2 沿道市街地地域

①地域範囲

本地域は、国道208号、国道443号及び有明海沿岸道路沿道一帯の地域です。

②まちづくりの方向

- 西鉄柳川駅東口の土地区画整理事業地区及びその南側に連続する地区は、道路、鉄道の交通結節機能をもつ地区として、新しい都市機能の集積を図り、秩序ある市街地として整備を図るとともに、定住環境づくりを促進します。
- 国道208号及び西鉄天神大牟田線の沿線は、沿道型市街地が形成されていると



もに、行政施設、コミュニティ施設、保健福祉施設、歴史文化施設等が集積しており、有明海沿岸道路や国道443号バイパスの沿道を含めることによって、新たな市街地の面的な広がりが創出されます。

これに伴い、これらの幹線道路や市内の西鉄天神大牟田線各駅、主要公共施設など各地域の拠点を結ぶ道路網の整備を充実するとともに、歩行者の安全と円滑な流動の確保、密集住宅市街地の改善、公園・緑地の整備などを行い、便利で快適な空間の創出を図ります。

- 国道443号沿道も、行政施設などをはじめとした既存の沿道型市街地が形成されており、引き続き市街地を形成する西鉄柳川駅への幹線アクセス道路として、沿道の商業・サービス施設の整備・充実、街路整備など道路沿道空間の整備を推進します。

3 東部田園都市地域

①地域範囲

本地域は、国道443号の北部と南部の田園地域です。

②まちづくりの方向

- 本地域は、これまで田園地域として位置づけられ、農地や水辺、集落内の環境整備が図られてきました。本市の東北部に位置する沖端川以南の地区においては、良質な農業用水を利用した施設園芸を中心とする都市型農業や地産地消を進める直売所・観光農園などの農業振興を図ります。また、近年、都市化とともに生活環境が悪化しつつあることから、その対策や適正な土地利用を再構築する必要があります。
- 九州縦貫自動車道瀬高（仮称）インターチェンジに向けての国道443号バイパスや九州新幹線に向けての道路整備を促進し、広域骨格軸の窓口的な役割を担える環境整備を図ります。
- 環境整備に伴い、沿道周辺は宅地化が急速に進むことが予想されることから、若年層の定住を促進するための住居整備を進めます。

4 西部田園都市地域

①地域範囲

本地域は、北部市街地地域、沿道市街地地域及び有明海沿岸地域に挟まれた地域です。

②まちづくりの方向

- 本地域は干拓地を中心に形成された平坦な地形に広大な田園が広がり、米、麦、

大豆、施設園芸などの農業生産が盛んな地域であり、良好な田園環境を維持し生産性の高い農業を推進します。また、観光農業や市民農園など農業振興のための拠点施設の集積を図ります。

- また、集落内の環境整備に努め、市民だけでなく他都市住民に安らぎを提供する空間整備を進めます。併せて、地域内の幹線道路軸に接続する道路交通網を充実させることにより、交通利便性の向上を図ります。
- 本地域の西部には、農村地域工業等導入促進法に基づく企業が数社立地しているほか、幹線道路に沿う形で中小の企業が立地しています。今後、環境に負荷を与えない企業などの誘致・誘導に加え、道路環境などの改善に努めます。
- 北部市街地地域に隣接する地域には大規模な医療施設と医療系専門学校が立地していることから、それらと連携した医療・福祉活動の充実に努めます。

5 有明海沿岸地域

①地域範囲

本地域は、大牟田川副線バイパス沿道から有明海にかけての地域です。

②まちづくりの方向

- 自然豊かな有明海の再生と保全及び漁業環境の改善を推進するとともに、ノリ養殖業を中心とした水産業の活性化を図り、地域の活性化を目指します。
- 先人たちが拓いた干拓地での農業が盛んな地域です。また、農業・漁業体験などを通して、自然環境の大切さへの理解を促すため、子ども向けの体験型学習や観光施設の整備・充実を図ります。
- 有明海沿岸については、有明海産をはじめとした多様な海産物を楽しめる物販施設、見学も可能な地域産品加工施設などの整備により、有明海を活用した新たな観光レクリエーション拠点としての整備を図ります。
- 有明海沿岸地域内の幹線道路軸の整備により、人やモノの交流が活発に行われるようになり、優れた観光資源である有明海を中心とした広域観光ルートの確立を目指します。



第3節 道路交通網の確立

本市の魅力を高め、まちに元気と活力が生まれるように、市外からのアクセスと市内移動の効率化を計画的に進め、機能的なネットワークを形成します。

■地域高規格道路

- ・有明海沿岸道路

位置づけ 広域的な都市間交流の促進、有明佐賀空港や三池港などの重要交通拠点との関係機能を持つ、道路交通網の中でも重要な骨格を形成する道路

■広域幹線道路

- ・国道208号線、国道385号線及び同バイパス、国道443号線及び同バイパスなどの国道
- ・大牟田川副線及び同バイパス、久留米柳川線及び同バイパス、大和城島線、瀬高久留米線、八女瀬高線及び同バイパスの主要地方道

位置づけ 比較的広域な地域間交通を受け持ち、円滑な物資の流通や地域間交流の骨格となる主要な道路

■地域間幹線道路

- ・一般県道、都市計画道路、市街地外環状道路

位置づけ 市内の地域拠点を結び、市民相互の交流を促進するための地域内の幹線道路

■市道（生活道路）

位置づけ 生活道路として身近で市内全域を網羅する道路

■土地利用構想図



凡 例			
	北部市街地地域		高速道路
	沿道市街地地域		地域高規格道路
	東部田園都市地域		広域幹線道路
	西部田園都市地域		地域間幹線道路
	有明海沿岸地域	※整備中は破線、計画・構想は点線	